

配管職種に係る特定技能受入計画

作成マニュアル

—作成のポイントと様式記載事例集—

(案)

バージョンⅢ

令和2年9月18日

全国管工事業協同組合連合会

はじめに

「配管職種に係る特定技能受入計画マニュアルの作成にあたって」

我々管工事業に携わる所属企業は、水道のインフラ整備等の担い手であると同時に、災害時には最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う地域の守り手として、水道事業体とともに「命の水」を届けるという大きな役割を担っている。人口減少や高齢化が進む中、引き続きこうした役割を果たしていくためには、将来の管工事業を支える担い手の確保が急務となっている。

国土交通省では、建設産業全体が抱えるこうした共通の喫緊な課題について、官民をあげて、適切な賃金水準の確保や社会保険への加入徹底、建設キャリアアップシステムの構築など、技能者の処遇改善の取組を推進するとともに、建設現場での生産性向上に取り組んでいる。

しかしながら、こうした取組を行ってもなお、国内の人材だけでは担い手の不足が生じることから、建設分野においては、外国人技能実習生の受入れに加えて、令和元年度より新たな在留資格、特定技能制度において一定の専門性・技能を有する特定技能外国人の受入れが開始され、この取組を適正に運用するため、特定技能外国人受入事業実施法人として国土交通省より登録を受けた（一社）建設技能人材機構（以下、「JAC」という。）が設立された。

全管連では、配管職種の中央団体として、こうした動きに対応するため、「配管」が特定技能の受入対象職種となるべく国土交通省に申請を行い、令和2年2月に認定を受けるとともに、JACに正会員として同年4月に加入したところである。

これにより、現在、日本国内に在留している技能実習2号を良好に修了する見込みの者等を1号特定技能外国人として採用する準備が整ったこととなる。

本受入計画マニュアル（様式記載事例集）は、国土交通省が法務省と策定した特定技能外国人受入れに関する運用要領（建設分野の基準について）に基づき、管工事業（配管）として特定技能外国人を受入れる全管連所属企業が行うべき事項をわかりやすくとりまとめたものである。

効率的に活用いただければ幸いである。

なお、本マニュアルは、技能実習から特定技能への転換を目的として作成したもので、もう一方のルートであるJACが海外で実施を予定している建設分野特定技能1号評価試験に合格して入国する外国人の受入れについては、新型コロナウイルス感染症の影響により国間協議及び試験準備が大幅に遅れており、詳細が決定次第、本マニュアルに反映させていくこととしている。

令和2年9月
全国管工事業協同組合連合会
会長 藤川 幸造

目 次

1. 特定技能外国人を受け入れる企業がすべきこと（フロー図）	1
(1) J A Cへの加入及び受入負担金	
1) J A Cへの加入	
2) 受入負担金の徴収	
3) 受入負担金の徴収方法	
(2) 会員証明書の発行申請	
1) 会員証明書の発行	
2) 特定技能受入に関する誓約書の提出	
(3) 受入計画提出前に雇用者に対応すべき事項	
1) 雇用契約に係る重要事項事前説明書	
2) 雇用条件書	
2. 建設特定技能受入計画の認定申請	7
(1) 認定要件	
(2) 申請受付	
(3) 認定書類提出書類一覧及びオンライン申請書類チェックシート	
(4) 受入計画に関する問合せ先	
(5) 認定申請様式の様式記載事例	
3. 在留資格変更許可申請又は在留資格認定証明書交付申請及び 1号特定技能外国人支援計画の作成.....	13
4. 特定技能外国人受入れ後の対応	14
1号特定技能外国人受入報告書提出	
5. 特定技能1号評価試験(配管) 業務区分と技能基準	14
6. 参考文献	14
7. 受入計画提出書類 様式記載事例集	17

1. 特定技能外国人を受け入れる企業がすべきこと

受入企業がすべきことを時系列で全体像として下記フロー図に示す。

なお、(1) (一社)建設技能人材機構(以下、「JAC」という。)への加入及び受入負担金の徴収、(2)全管連会員証明書の発行申請については、後述する様式事例を参照ください。

時期	受入企業がすべき事項(主なもの)
受入前	<p>◇受入計画認定申請時に行うべき事項 建設特定技能受入計画の認定申請にあたっては、多くの書類を用意する必要がある。その提出書類一覧は○頁に示すが、その主な項目は以下のとおりである。 なお、申請はオンライン申請(地方整備局等)で、現に有する在留資格の在留期間満了日(又は入国予定年月日)の半年前から申請可能です。</p> <p>①全管連加入証明書の発行申請 ※建設特定技能受入計画の認定申請時に必要 ※本事例集1.(2)で解説</p> <p>②建設業法第3条許可の取得(地方整備局等又は各都道府県) ※建設特定技能受入計画の認定申請に必要</p> <p>③建設キャリアアップシステムへの登録((一財)建設業振興基金) ※建設特定技能受入計画の認定申請に必要</p> <p>④特定技能雇用契約に係る重要事項説明 ※本事例集4頁参照</p> <p>⑤特定技能雇用契約の締結 ※本事例集4頁参照</p> <p>◇1号特定技能外国人支援計画作成時に行うべき事項 日本国内に在留する技能実習2号を良好に修了する見込みの者等を1号特定技能外国人とするためには、地方出入国在留管理局に対し、在留資格変更許可申請の手続きをする必要があります。法務省HPに申請書が公開されていますので活用ください。</p> <p>「在留資格変更許可申請」又は「在留資格認定証明書交付申請」(地方出入国在留管理局) ※「在留資格変更許可申請」は現に有する在留資格の在留期間満了日の2ヶ月前を目安に申請可能 ※本事例集3で解説 ※「在留資格認定証明書交付申請」は入国予定年月日の3ヶ月前を目安に申請可能</p>
受入後	<p>◇特定技能外国人受入れ後に行うべき事項 特定技能外国人の受入れを開始したときは、速やかに「1号特定技能外国人受入れ報告書」を国都交通省に提出(オンライン申請)する必要があります。 なお、その写しは、本会にも必ず提出をお願いします。</p> <p>受入報告書の提出(オンライン申請(地方整備局等)) ※本事例集16頁参照 ※受入後、1ヶ月以内に提出</p>

(1) J A Cへの加入及び受入負担金

1) J A Cへの加入

受入企業は、特定技能外国人受入事業実施法人であるJ A C（2019年4月1日国土交通大臣登録）に間接的に又は直接的に加入する必要がありますが、全管連はJ A Cの正会員となっており、全管連所属企業で特定技能外国人を受け入れる企業はJ A Cに間接的に加入していると思なされますので、J A Cに直接的に加入する必要はありません。この場合、本会所属の受入企業はJ A Cに年会費24万円を支払う必要はありません。しかし、本会が定める受入負担金徴収のルールに従うことが必要です。

2) 受入負担金の徴収

1号特定技能外国人を受け入れる全管連所属企業は、1号特定技能外国人1名につき毎月、下記に記載する受入負担金をJ A Cに納入する必要があります。具体的には、3)に記載のとおり全管連が納入代行を行います。この受入負担金の徴収は、消費税の非課税取引となります。なお、この受入負担金は、直接的又は間接的を問わず、1号特定技能外国人に負担させることはできません。

この受入負担金は、教育訓練及び技能評価試験の実施、試験合格者や試験免除者の就職・転職の支援、受入企業及び1号特定技能外国人に対する巡回指導並びに母国語相談ホットライン業務など、J A Cが特定技能外国人受入事業実施法人として実施する共同事業に充てられます。

(受入負担金)

対象となる特定技能外国人の別	一人当たりの受入負担金の月額
試験合格者（J A Cが行う海外教育訓練を受けた場合）	2万円
試験合格者（J A Cが行う海外教育訓練を受けない場合）	1万5千円
試験免除者（技能実習2号修了者等）	1万2千5百円

3) 受入負担金の徴収方法

全管連の会員企業である受入企業におきましては、1号特定技能外国人を雇用した日が属する月を1月目として、全管連が発行した請求書に基づきご負担いただく受入負担金を指定口座にお支払いただきます。

詳しくは、本HP「全管連 特定技能受入負担金に関する流れ」を参照ください。[HPアドレスを表記](#)

(2) 全管連会員証明書の発行申請

1) 会員証明書の発行

1号特定技能外国人を受け入れる企業は、全管連の会員であることを証明する会員証明書を入手し、受入計画認定申請書に添付する必要があります。

全管連の所属企業で特定技能外国人を受入する企業は、本会に対して会員証明書の発行申請を行ってください。その際には、2)の書類提出も必要となります。

ここでは、会員証明書サンプルを4頁に示します。

問合せ先 全管連事務局特定技能外国人係 TEL 03-5981-8957

2) 特定技能受入に関する誓約書の提出

全管連会員の証となる加入証明書の発行にあたり、本会に対し、「特定技能外国人の適切かつ円滑な受入れの実現に向けた建設業界共通行動規範」に加えて、申請手続等や受入・全管連退会について、受入企業（雇用者）義務を果たす誓約書を提出していただきます。詳しくは、5頁、6頁をご覧ください。

なお、この誓約書内容はJACが定めた行動規範に準じています。

(参考) JACの定める行動規範

<https://jac-skill.or.jp/kihan.pdf> を参照ください。

(3) 受入計画提出前に雇用者に対応すべき事項

特定技能雇用契約の適正な履行確保のための基準として、業種横断的に受入企業が外国人と結ぶ雇用契約において満たすべき要件には、次の3つが課せられています。

- ① 報酬額は日本人が従事する場合の額と同等以上であること。
- ② 一時帰国を希望した場合、休暇を取得させるものとしていること。
- ③ 外国人が帰国旅費を負担できないときは、受入機関が負担するとともに契約終了後の出国が円滑になされる措置を講ずることとしていること。

なお、雇用契約に関する申請書類様式及び記載例を以下に示すので参照ください。

1) 雇用契約に係る重要事項事前説明書 (18～22頁参照)

2) 雇用条件書 (23～28頁参照)

建設分野の受入れでは、上記3要件に加えて、国土交通大臣に建設特定技能受入計画を提出し、その認定を受けることが必須要件となっている。

その受入計画の認定申請については、7頁「2. 建設特定技能受入計画の認定申請」で詳しく解説する。

令和2年 月 日

会員証明書

東京都豊島区北大塚 3-30-10

全管連会館

全国管工事業協同組合連合会

会長 藤川



下記の法人について、発行時点で当協会の会員であることを証明します。
併記の会員（企業）は当該法人に加盟していることを申し添えます。

記

所在地 ○○県○○市○○町 1-2-3

会員名称 ○○市管工事業協同組合

代表者名 理事長 配管 太郎

会員コード 01-2020-01 ←本会で記入します。

【 併 記 】

所在地 ○○県△△市△△町 4-5-6

会員名称 株式会社サンプル配管工業

代表者名 配管 一郎

No. 01-2020-01-0001 ←本会で記入します

以上

全国管工事業協同組合連合会
会長 藤川 幸造 様

全管連特定技能外国人受入に関する申告事項及び誓約書

特定技能外国人の受入れにあたり、全国管工事業協同組合連合会（以下「全管連」という）に対し、受入に関連する事項について、以下の通り申告いたします。

また、「特定技能外国人の適切かつ円滑な受入れの実現に向けた建設業界共通行動規範」に加えて、申請手続等や受入・全管連退会についても受入企業（雇用者）義務を果たすことを誓約します。

【申告事項】

1. 許可を受けている建設業（許可を受けている全てにレ点を付してください）
 管工事業
2. 許可番号 _____ 許可（ _____ - _____ ）第 _____ 号
3. 過去5年間の建設業法に基づく監督処分の有無 _____ 有 ・ 無

【誓約事項】（誓約する事項にレ点を付してください。全てに誓約する必要があります。）

I. 受入企業（申請手続等）の義務

- 1. 受入企業は、特定技能外国人を受け入れる為に必要な各種手続きを責任を持って行い、各書類等の提出期限を厳守する。
- 2. 受入企業は、受入報告書、変更、帰国等が発生した時点で報告書を速やかに全管連に提出し、JACへ支払う受入負担金の延滞や過払い等が生じないように対応する。

II. 受入企業（特定技能外国人受入と全管連退会の対応）の義務

- 3. 特定技能外国人受入は、特定技能外国人受入に関する各種取り決め（誓約書、受入負担金の徴収方法、JACが定める行動規範）に合意した企業を対象とする。
- 4. 受入負担金の支払い義務について、延滞等の状況が改善されないと判断された場合は受入停止とする。
- 5. 受入企業が全管連傘下組合を退会した場合は、すみやかに全管連にも連絡する。退会した時点で全管連経由での特定技能外国人の受入は中止となる。

III. 受入企業（雇用者）の義務

特定技能外国人の適切かつ円滑な受入れの実現に向けた建設業界共通行動規範（2019年4月1日（一社）建設技能人材機構総会決議）（抄）

- 6. 受入企業は、特定技能外国人が在留資格を適切に有していること（在留資格取得後であっても在留期間の更新を適切に行っていること等を含む。）を常時確認

する。

- 7. 受入企業は、特定技能外国人に対し、同等の技能を有する日本人と同等の報酬を、月給制・固定給の設定などの方法によって確実に支払うとともに、技能の習熟に応じて昇給を行うことにより、技能と経験に見合った適切な処遇を確保する。
- 8. 受入企業は、自ら社会保険への加入義務を果たすとともに、外国人を含め、被雇用者を必要な社会保険に加入させる。
- 9. 受入企業は、特定技能外国人との雇用契約において、契約締結時に、当該外国人が従事する業務内容、これに対する報酬、労働時間、休暇、社会保険の加入状況その他の雇用関係に関する重要事項を母国語で説明し、かつ、書面にて契約を締結する。
- 10. 受入企業は、外国人であることを理由として、報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用、労災保険の適用その他の待遇について、差別的取扱いをしてはならない。
- 11. 受入企業は、社内及び現場において、特定技能外国人の人権を尊重し、暴力、暴言、いじめ及びハラスメントを根絶するとともに、職業選択上の自由を尊重する。
- 12. 受入企業は、建設キャリアアップシステムに加入し、受け入れた特定技能外国人の登録を確実なものとするとともに、技能習得や資格取得を促し、適切な技能レベルへのキャリアアップをできるように努める。
- 13. 受入企業は、特定技能外国人が現場における指示等を的確に理解できるなど、技能レベルに合わせた日本語能力が身につけられるように配慮し、安全確保に必要な技能、知識等の向上を支援するとともに、安全の確保その他の要請に基づき元請企業が行う指導に従う。
- 14. 受入企業は、特定技能外国人が日本国内で安定的かつ円滑に就労し、生活できるよう、宿舍、通勤、相談等の日常生活上及び社会生活上の支援を行う。
- 15. 受入企業は、特定技能外国人が有する能力を有効に発揮できるよう、日常的に密接なコミュニケーションを図りながら、良好な職場環境を保ち、適切な処遇を行うとともに、他事業者が雇用している外国人に対し、直接的、間接的な手段を問わず、悪質な引抜行為を行わない。

年 月 日 作成

建設企業の名称

事務所所在地

代表者の氏名

法人代表印

2. 建設特定技能受入計画の認定申請

(1) 認定要件

建設分野において1号特定技能外国人を受け入れる場合には、国土交通省による建設特定技能受入計画の認定を受けなければなりません。

認定要件となる主な審査基準は以下のとおりです。

- ① 建設業法第3条の許可を受けていること。
- ② 建設キャリアアップシステムに登録していること。
- ③ 国土交通省告示第357号（平成31年3月15日告示）第10条に基づく登録を受けた（一社）建設技能人材機構で構成する建設業者団体に所属し、同条に規定する行動規範を遵守すること。
- ④ 建設特定技能受入計画の申請の日前5年以内又はその申請の日以後に、建設業法に基づく監督処分を受けていないこと。
- ⑤ 職員の適切な処遇、適切な労働条件を提示した労働者の募集その他の国内人材確保の取組を行っていること。
- ⑥ 1号特定技能外国人に対し、同等の技能を要する日本人が従事する場合と同等額以上の報酬を安定的に支払い、技能習熟に応じて昇給を行うとともに、その旨を特定技能雇用契約に明記していること。
- ⑦ 1号特定技能外国人に対し、特定技能雇用契約を締結するまでの間に、当該契約に係る重要事項について、上記の様式第2により当該外国人が理解できる言語で説明していること。
- ⑧ 1号特定技能外国人の受入れを開始し、若しくは終了したとき又は当該特定技能外国人が特定技能雇用契約に基づく活動を継続することが困難となったときは、国土交通大臣に報告を行うこと。
- ⑨ 1号特定技能外国人を建設キャリアアップシステムに登録すること。
- ⑩ 1号特定技能外国人が従事する建設工事において、申請者が下請負人である場合には、発注者から直接当該工事を請け負った建設業者の指導に従うこと。
- ⑪ 1号特定技能外国人の総数と外国人建設就労者の総数が、常勤の職員（1号特定技能外国人・技能実習生及び外国人建設就労者を含まない）の総数を超えないこと。
- ⑫ 1号特定技能外国人に対し、受け入れた後において、国土交通大臣が指定する講習又は研修を受講させること。

(2) 申請受付

建設特定技能受入計画は、令和2年4月1日より、オンライン申請の受付が開始され、原則としてオンライン申請のみの受付となっています。

国交省では、その手続きについて次のとおり紹介していますので参照ください。

- ・ 新規申請→[新規申請の手引き](#)

<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001348972.pdf>

- ・ 新規申請に必要な書類→[オンライン申請の添付書類一覧](#)

<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001344118.pdf>

なお、国土交通省では、認定の審査にあたって、大都市圏その他特定の地域への集中を防止する観点から、同一技能の日本人の標準的な報酬額とのチェックを行い、必要な場合には、是正の指導を行うこととしています。

また、国土交通省への建設特定技能受入計画の申請後、当該計画の認定前に、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請を行うことができますが、地方出入国在留管理局による在留諸申請に係る許可・交付を受けるためには、建設特定技能受入計画の認定証の写しの提出が必要となりますのでご注意ください。

(3) 認定申請提出書類一覧及びオンライン申請チェックシート

建設特定技能受入計画の認定申請の際には、さまざまな書類を作成する必要があります。本マニュアルでは、国土交通省による認定を受ける際に提出する書類一覧を別添2-1として9頁に示しています。申請の手引きとして活用ください。

また、オンライン申請する際、書類漏れを防ぐため国交省が示したチェックシート「オンライン申請の添付書類一覧」を別添2-2として10、11頁に添付しました。不足資料がないか等、本チェックシートでご確認ください。

(4) 受入計画に関する問合せ先

建設特定技能受入計画の審査は、地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局が担当しています。

計画の審査に関する問い合わせは、受入れ企業の主たる営業所を管轄する地方整備局等をお願いします。なお、12頁に問合せ先一覧を示します。

- [問い合わせ先一覧](#)

<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001349479.pdf>

特定技能に関し、分からないことがあればまずは国交省HPのQ&Aにアクセスください。→ [Q&A](#)

<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001351996.pdf>

(5) 認定申請書類の様式記載事例

建設特定技能受入計画の認定を受ける際に会員企業が作成しなければならない認定申請書類の様式記載事例を17頁以降に示します。

◇特定技能受入計画の認定申請提出書類一覧

番号	書 類 名	備 考
1	建設特定技能受入計画認定申請書（告示様式第1） ※29頁参照	作成
2	建設特定技能受入計画（告示様式第1 別紙） ※30頁参照	作成
	1号特定技能外国人受入リスト ※35頁参照	
3	履歴事項全部証明書	原本
4	建設業許可書(写)	写し
5	厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（常勤数を明らかにする書類）	写し
6	建設キャリアアップシステムの事業者 ID を確認する書類（ID の通知ハガキ等）	写し
7	建設キャリアアップシステムの技能者 ID を確認する書類（申請時に海外居住の場合は在留カード交付されてからの技能者 ID 取得となるため、申請時はその旨を記載した書類）	写し
8	特定技能外国人受入事業実施法人（JAC）に加入している証明（会員証明書） ※4頁参照	作成
9	ハローワークに求人した求人票（申請日から直近1年以内：建築・土木の募集に限る）	写し
10	同等の技能を有する日本人と同等額以上の報酬であることの説明書 ※36頁参照	作成
11	同等の技能を有する日本人の賃金台帳の写し（直近1年分（賞与含む））	写し
12	同等の技能を有する日本人の実務経験年数を証明する書類（経歴書等） ※37頁参照	作成
13	就業規則及び賃金規程（労働基準監督署に提出した写し）	写し
14	変形労働時間採用の場合：協定書等（労働基準監督署に提出した写し）	写し
15	時間外労働、休日労働に関する協定書（36協定届）（労働基準監督署に提出した写し）	写し
16	雇用契約に係る重要事項事前説明書（告示様式第2） ※18頁参照	作成
17	特定技能雇用契約書及び雇用条件書（写）	写し
18	取次申請委託の場合：取次申請者情報を記載した書類及び取次資格を証する書類(写)	写し
19	オンライン申請書類チェックシート ※13、14頁参照	別添

*各項目は、国交省IP新規申請の手引きをご活用ください。

<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001348972.pdf>

建設特定技能受入計画オンライン申請 添付書類一覧

建設特定技能受入計画認定申請時は、以下の書類を用意し、オンライン申請画面にアップロードしてください。書類は、スキャンして PDF 化するか、写真に撮って JPEG 化してからアップロードしてください。

■特定技能所属機関になろうとする者に関する事項

- 登記事項証明書（申請者が法人の場合。概ね 3 か月以内に発行されたもの）又は住民票（申請者が個人の場合）
- 建設業許可証（有効期限内のもの）
- 常勤職員数を明らかにする文書として、社会保険加入の確認書類（日本年金機構発行の厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書と、その後に加わった方の標準報酬決定通知書。氏名と標準報酬月額が分かる書類）
 - ・氏名の横に、技能実習生は「実」、外国人建設就労者は「建」、その他在留資格は在留資格の記載願います。
 - ・申請時点で退職されている方には氏名の上に取消線を、パートタイム労働者等の短時間労働者には「パ」を、非常勤役員には「非」をつけて下さい。
 - ・日本人との報酬比較にも使用しますので標準報酬決定通知書の写しにはマスキングはしないでください。
- 建設キャリアアップシステムの事業者 ID を確認する書類（下記の（1）又は（2）。建設キャリアアップシステムのパスワードはマスキングしてください。）
 - （1）はがき「事業者情報登録完了のお知らせについて」
 - （2）建設キャリアアップシステムより配信されるメール「事業者情報新規登録完了「事業者 ID」のお知らせ」
- 特定技能外国人受入事業実施法人（（一社）建設技能人材機構。以下「JAC」という。）に加入していることを証する書類（下記の（1）又は（2））
 - （1）JAC に賛助会員として加入している場合：JAC が発行した会員であることを証する書類
 - （2）所属する建設業者団体が JAC に正会員として加入している場合：当該所属団体が発行した会員であることを証する書類（JAC 正会員名がこの書類に記載されていない場合は JAC 正会員との関係を示す資料も添付）

■取次申請者に関する事項（取次申請を行う場合のみ）

- 取次資格を有することを証する書類
 - ・取次申請が認められる者：入管法に基づく申請取次資格を有する弁護士、行政書士又は登録支援機関

■適正な就労環境の確保に関する事項（以下の書類を一括してアップロードすることも可能）

- ハローワークで求人した際の求人票（申請日から直近 1 年以内。建築・土木の作業員であって特定技能外国人と同じ職種の作業員の募集であること）
- 同等の技能を有する日本人と同等額以上の報酬であることの説明書（国土交通省ホームページからダウンロード）
- 就業規則および賃金規程（労働基準監督署に提出したもの。常時 10 人以上の労働者を使用していない企

業であって、これらを作成していない場合には提出不要)

- 同等の技能を有する日本人の賃金台帳（直近1年分。賞与を含む）
- 同等の技能を有する日本人の実務経験年数を証明する書類（経歴書等。様式任意）
- 特定技能雇用契約書および雇用条件書（全員分。法務省参考様式第1-5号、第1-6号、第1-6号別紙を推奨）
- 時間外労働・休日労働に関する協定届（36協定届。有効期限内のもの）
- 変形労働時間制採用の場合のみ、変形労働時間に係る協定書、協定届、年間カレンダー（有効期限内のもの）
- 雇用契約に係る重要事項事前説明書（告示様式第2）（全員分。相手方が十分に理解することができる言語（母国語等）の併記が必要。雇用契約前に必ず提示して本人直筆のサインが必要）

■ 1号特定技能外国人リスト（特定技能外国人に関する事項）

- 建設キャリアアップシステムの技能者IDを確認する書類（全員分）
 - ・申請時点で技能実習生等の雇用関係がある場合は、建設キャリアアップカード
 - ・申請時点で海外に居住する特定技能外国人の場合は、本邦への入国後に在留カードが交付されてから技能者IDを取得することとなるため、申請時はその旨明記した書類（様式任意）

建設分野についての問合わせ先

官署名（括弧内は所管区域）	住所・担当部署	連絡先
国土交通省 土地建設産業局	東京都千代田区霞が関 2-1-3 建設市場整備課	TEL 03-5253-8283
北海道開発局 （北海道）	札幌市北区北 8 条西 2 丁目 事業振興部建設産業課	TEL 011-709-2311 （内線：5778）
東北地方整備局 （青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）	仙台市青葉区本町 3-3-1 建政部建設産業課	TEL 022-263-6131
関東地方整備局 （茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県）	さいたま市中央区新都心 2-1 建政部建設産業第一課	TEL 048-600-1906
北陸地方整備局 （新潟県、富山県、石川県）	新潟市中央区美咲町 1-1-1 建政部計画・建設産業課	TEL 025-370-6571
中部地方整備局 （岐阜県、三重県、静岡県、愛知県）	名古屋市中区三の丸 2 丁目 5 番 1 号 建政部建設産業課	TEL 052-953-8572
近畿地方整備局 （大阪府、兵庫県、京都府、和歌山県、滋賀県、奈良県、福井県）	大阪市中央区大手前 1-5-44 建政部建設産業第一課	TEL 06-6942-1071
中国地方整備局 （鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）	広島市中区八丁堀 2-15 建政部計画・建設産業課	TEL 082-511-6186
四国地方整備局 （徳島県、香川県、愛媛県、高知県）	高松市サンポート 3 番 33 号 建政部計画・建設産業課	TEL 087-811-8314
九州地方整備局 （福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）	福岡市博多区博多駅東 2 丁目 10 番 7 号 建政部建設産業課	TEL 092-471-6331 （内線：6147, 6142）
沖縄総合事務局 （沖縄県）	沖縄県那覇市おもろまち 2 丁目 1 番 1 号 開発建設部建設産業・地方整備課	TEL 098-866-1910

3. 在留資格変更許可申請又は在留資格認定証明書交付申請及び 1号特定技能外国人支援計画の作成

(1) 在留資格変更許可申請又は在留資格認定証明書交付申請

1) 日本国内に在留している外国人を採用する場合（在留資格変更許可申請が必要）

日本国内に在留する技能実習2号を良好に修了する見込みの者等を1号特定技能外国人とするためには、地方出入国在留管理局に対し、在留資格変更許可申請の手続きをする必要があります。その際には、1号特定技能外国人支援計画が必要となります。なお、技能実習2号等の在留期間満了日の2ヶ月前を目安に在留資格変更許可申請が可能ですので、計画的にご準備されることをお勧めします。

法務省のホームページに在留資格変更許可申請書等が公開されております。ご活用いただきますようお願いいたします。

<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2.html>

2) 海外から来日する外国人を採用する場合（在留資格認定証明書交付申請が必要）

試験合格者又は技能実習2号を良好に修了した後に帰国した者（技能実習2号を良好に修了後、技能実習3号又は外国人建設就労者の経験を有し帰国した者を含む。）を1号特定技能外国人とするためには、地方出入国在留管理局に対し、在留資格認定証明書交付申請の手続きをする必要があります。その際には、1号特定技能外国人支援計画が必要となります。

なお、入国予定年月日の3ヶ月前を目安に在留資格認定証明書交付申請が可能ですので、計画的にご準備されることをお勧めいたします。

法務省のホームページに在留資格認定証明書交付申請書等が公開されております。ご活用いただきますようお願いいたします。

<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-1.htm>

(2) 1号特定技能外国人支援計画の作成

特定技能外国人制度において、建設分野を含む14分野共通の取扱いとして、出入国管理法第2条の5第6項及び第19条の2第1項の規定に基づき、受入企業は、1号特定技能外国人が「特定技能1号」の在留資格に基づく活動を安定的かつ円滑に行うことができるよう職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援を実施する必要があります。そのため、受入企業は、「1号特定技能外国人支援計画」を作成し、各種基準に適合していることなどが求められます。「1号特定技能外国人支援計画」は、在留資格変更許可申請又は在留資格認定証明書交付申請の際に必要となります。

法務省のHPに1号特定技能外国人支援に関する運用要領が公開されています。

<http://www.moj.go.jp/content/001315380.pdf>

4. 特定技能外国人受入れ後の対応

○受入報告書の提出

特定技能外国人の受入れを開始したときは、速やかに「1号特定技能外国人受入報告書」(39頁参照)を国土交通省に提出(オンライン申請)してください。

なお、その写しを本会にも提出ください。

また、詳細は、国交省HPで紹介されているので参照ください。

- ・受入報告→[受入報告の手引き](#)

<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001348973.pdf>

- ・変更申請・変更届出→[変更申請・変更届出の手引き](#)

<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001348973.pdf>

※受入報告書の「建設特定技能開始年月日」には在留カード「特定技能1号」が交付された年月日を記載してください。

※海外から新規に入国される特定技能外国人の場合、建設キャリアアップシステムに速やかに登録の上、原則として入国後1ヶ月以内に建設キャリアアップ技能者IDを明らかにする書類を国土交通省へ提出していただく必要がありますので、受入報告書とあわせて提出をお願いします。

5. (配管職種) 特定技能1号評価試験業務区分と技能基準

配管職種として特定技能1号評価試験に合格するために必要な試験の対応関係、修了した技能実習等との対応関係について、[別表15頁に示す。](#)

また、配管職種の業務内容については、[別表16頁](#)を確認ください。

6. 参考文献

- [建設分野の外国人材受入れガイドブック2019](#) (大成出版社)

<https://jac-skill.or.jp/guidebook.pdf>

- 建設分野の1号特定技能 外国人受入れマニュアル (ぎょうせい)

JAC監修

- 「建設分野の特定技能外国人の受入れについて」

全管連ジャーナル7月号掲載

執筆 JAC 前管理部長(兼) 調査研究部長 江口大暁

- (公社) 全国鉄筋工事業協会特定技能受入負担金フローチャート

表のタイトル

別表6-1(建設)

共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号		特定技能2号
	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	
特定技能外国人が従事する業務区分	試験免除等となる技能実習2号 職種	技能水準及び評価方法等	技能水準及び評価方法等 (注)
【特定技能1号】 配管(指導者の指示・監督を受けながら、配管加工・組立て等の作業に従事)	建設分野特定技能1号 評価試験 (配管) 技能検定3級 (配管)	日本語能力水準及び評価方法等 国際交流基金日本語基礎テスト 日本語能力試験(N4以上)	建設分野特定技能2号 評価試験 (建築配管) 技能検定1級 (配管)
【特定技能2号】 配管(複数の建設技能者を指導しながら、配管加工・組立て等の作業に従事し、工程を管理)	建設分野特定技能1号 評価試験 (建築板金) 技能検定3級 (内外装板金作業))	日本語能力水準及び評価方法等 国際交流基金日本語基礎テスト 日本語能力試験(N4以上)	建設分野特定技能2号 評価試験 (建築板金) 技能検定1級 (内外装板金作業))
【特定技能1号】 建築板金(指導者の指示・監督を受けながら、建築物の内装(内壁、天井等)、外装(外壁、屋根、雨どい等)に係る金属製内外装材の加工・取り付け又はダクトの製作・取り付け等の作業に従事)	建設分野特定技能1号 評価試験 (保温保冷)	日本語能力水準及び評価方法等 国際交流基金日本語基礎テスト 日本語能力試験(N4以上)	建設分野特定技能2号 評価試験 (保温保冷)
【特定技能2号】 建築板金(複数の建設技能者を指導しながら、建築物の内装(内壁、天井等)、外装(外壁、屋根、雨どい等)に係る金属製内外装材の加工・取り付け又はダクトの製作・取り付け等の作業に従事し、工程を管理)	建設分野特定技能1号 評価試験 (熱絶縁)	日本語能力水準及び評価方法等 国際交流基金日本語基礎テスト 日本語能力試験(N4以上)	建設分野特定技能2号 評価試験 (熱絶縁)

別表
おろ

試験区分 建設分野特定技能1号評価試験（配管）又は技能検定3級（配管）

業務区分 配管

業務の定義	指導者の指示・監督を受けながら、配管加工・組立て等の作業に従事
主な業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 配管施工図の読解 ② 材料どり ③ 配管の加工（配管加工・切断・曲げ・接合） ④ 配管の組立て、取り付け ⑤ 配管組立後の確認（水圧試験）
想定される関連業務	<ul style="list-style-type: none"> ① 各種原寸図等作成、読解 ② 配管の作業場内での運搬 ③ 配管工程など管理業務（工具の保守・管理、材料・資材理解） ④ その他、配管業務の実施に必要となる安全衛生作業（点検、整理整頓、清掃等）
使用する主な素材・材料	配管用炭素鋼鋼管（鋼管）、ねじ込み式可鍛铸铁製管継手（チーズ）、ねじ込み式可鍛铸铁製管継手（エルボ、ニップル）、水道用鋼管ポリ塩化ビニル管（塩ビ管）、水道用硬質ポリ塩化ビニル管継手（塩ビ製エルボ）、水道用硬質ポリ塩化ビニル管継手（バルブ用ソケット）、横水栓、合板 等
使用する主な機械、設備、工具等	パイプ万力、パイプねじ切り器、パイプレンチ、ハンマー、面取り器、油さし、シールテープ、塩化ビニル樹脂用接着剤、寸法測定具
備考	

7. 受入計画提出書類 様式記載事例一覧

1. 受入計画提出前に雇用者に対応すべき書類 18
 - 1) 雇用契約に係る重要事項事前説明書（様式第2 第3条関係）
 - 2) 同上 記載例
 - 3) 雇用条件書及び賃金の支払（参考様式第1 - 6号・別紙）
 - 4) 同上 記載例

2. 受入計画申請時提出書類 29
 - 1) 建設特定技能受入計画申請書（様式第1 第3条関係）
 - 2) 建設特定技能受入計画（様式第1 第3条関係・別紙）
 - 3) 同上 記載例
 - 4) 1号特定技能外国人受入リスト（様式第1 第3条関係）
 - 5) 同上 記載例
 - 6) 同等の技能を有する日本人と同等額以上の報酬であることの証明書（記載例）
 - 7) 同等の技能を有する日本人の実務経験年数を証明する書類（記載例）

3. 特定技能外国人受入れ後の提出書類 39
 - 1) 1号特定技能外国人受入報告書提出（分野参考様式第6 - 2号）

雇用契約に係る重要事項事前説明書
NỘI DUNG GIẢI THÍCH TRỌNG TÂM LIÊN QUAN ĐẾN
HỢP ĐỒNG TUYỂN DỤNG

建設特定技能受入計画を申請予定である(特定技能所属機関名)●●●は、雇用契約に係る重要事項について、下記内容を事前に説明し、内容を理解させたうえで国土交通省へ申請する。

Trường... dự định nộp kế hoạch tiếp nhận tu nghiệp sinh đặc định lĩnh vực xây dựng xin giải thích trước những nội dung quan trọng dưới đây liên quan đến hợp đồng tuyển dụng và trên cơ sở đã nhận được sự lí giải về nội dung này sẽ nộp đơn tới Bộ Đất đai, Cơ sở hạ tầng, Giao thông vận tải và Du lịch Nhật Bản

1. 基本賃金 Tiền lương cơ bản

月額 (円) (Yên/tháng)

2. 諸手当の額及び計算方法 (時間外労働の割増賃金は除く。)

- (a) (手当 円/計算方法:)
(b) (手当 円/計算方法:)
(c) (手当 円/計算方法:)

2. Phụ cấp và cách tính (không bao gồm tiền làm thêm ngoài giờ)

- (a) (Trợ cấp:Yên/phương pháp tính:)
(b) (Trợ cấp:Yên/phương pháp tính:)
(c) (Trợ cấp:Yên/phương pháp tính:)

3. 1か月当たりの支払概算額 (1 + 2) 約 円 (合計)

3. Số tiền thanh toán của 01 tháng (1)+(2) : khoảng... .. Yên (Tổng cộng)

4. 賃金支払時に控除する項目

- (a) 税金 (約 円) (b) 社会保険料 (約 円)
(c) 労働保険料 (約 円) (d) 食費 (約 円)
(e) 居住費 (約 円) (f) その他 (水道光熱費) (約 円)
(g) () (約 円)

控除する金額 約 円 (合計)

4. Các khoản bị trừ khi thanh toán tiền lương:

- a) Tiền thuế: khoảng..... Yên b) Tiền bảo hiểm xã hội: khoảng..... Yên
c) Tiền bảo hiểm lao động: khoảng..... Yên d) Tiền ăn: khoảng..... Yên
e) Tiền nhà ở: khoảng..... Yên f) Tiền khác (tiền điện, nước): khoảng..... Yên
g) Tiền (): khoảng..... Yên

Tổng số tiền sau khi khấu trừ: khoảng... .. Yên (tổng cộng)

5. 手取り支給額 (3 - 4) 約 _____ 円 (合計)

※欠勤等がない場合であって、時間外労働の割増賃金等は除く。

5. Số tiền thực lĩnh (3) - (4): khoảng... Yên (tổng cộng)

* Không bao gồm tiền làm thêm ngoài giờ trong trường hợp không nghỉ làm việc.

6. 業務内容 (就労予定場所・従事させる業務内容)
(職種名等だけでなく、具体的にどのような現場でどのような業務に従事させるのか説明すること)

6. Nội dung công việc (địa điểm dự kiến làm việc, nội dung công việc)
(Không chỉ nêu tên công việc mà còn giải thích cụ thể làm công việc nào, ở đâu)

7. 技能習熟等に応じた昇給について
(昇給条件や昇給時期について説明すること)

7. Liên quan đến tăng lương do chuyên cần tu nghiệp
(Giải thích về điều kiện tăng lương, thời gian tăng lương)

8. 安全衛生教育及び技能の習得について
(安全衛生教育の実施内容や、技能検定の受験時期や合格後の支給手当、昇給への反映等について説明すること)

8. Liên quan đến đào tạo an toàn vệ sinh và học tập kỹ năng
(Giải thích nội dung thực hiện đào tạo an toàn vệ sinh, thời gian thi kỹ năng, phụ cấp lương sau khi thi đỗ, phản ảnh về việc tăng lương)

9. 個人情報の提供に係る同意について
(建設特定技能受入計画の適正な実施を確保するため、建設キャリアアップシステムを運営する一般財団法人建設業振興基金、適正就労監視機関及び特定技能外国人受入事業実施法人へ認定証に記載された内容 (個人情報を含む。) を提供することに同意しているか)

同意している。 同意していない。

9. Liên quan đến việc đồng ý cung cấp thông tin cá nhân

(Đề đảm bảo thực hiện chính xác kế hoạch tiếp nhận tu nghiệp đặc định lĩnh vực xây dựng, có đồng ý hay không việc cung cấp nội dung được đăng trong giấy chứng nhận (bao gồm thông tin cá nhân) tới Pháp nhân đoàn thể chung - Quỹ Thúc đẩy ngành nghề xây dựng, Cơ quan Quản lý lao động chính qui, Pháp nhân thực hiện tiếp nhận tu nghiệp sinh đặc định người nước ngoài)

Đồng ý Không đồng ý

(西暦) ●●●●年●月●日、前記1から9の内容について以下の者が十分に理解することができる言語 (●●語) にて説明し、内容を理解していることを確認した。

Vào ngày... tháng... năm..., người có tên dưới đây xác nhận đã giải thích đầy đủ nội dung từ mục 1 tới mục 9 ở trên bằng ngôn ngữ tiếng... và đã hiểu hết các nội dung.

(サイン/ Ký tên)

殿

説明者 / Người giải thích :

特定技能所属機関名 /

Tên cơ quan liên quan đến kỹ năng đặc định/ _____

所在地 / Địa chỉ: _____

電話番号 / Số điện thoại: _____

代表者 役職・氏名

/Chức và vụ Họ và tên: _____  / Đóng dấu

特定技能外国人が十分に理解することができる言語で書面を交付し、説明すること。

様式第2（第3条関係）

雇用契約に係る重要事項事前説明書

建設特定技能受入計画を申請予定である国土交通株式会社は、雇用契約に係る重要事項について、下記内容を事前に説明し、内容を理解させたくため国土交通省へ申請する。

1. 基本賃金

月額（250,000円）

2. 諸手当の額及び計算方法（時間外労働の割増賃金は除く。）

(a) (資格 手当 10,000円/計算方法:)

(b) (皆勤 手当 10,000円/計算方法:)

(c) (手当 円/計算方法:)

3. 1か月当たりの支払概算額（1+2） 約 270,000 円（合計）

4. 賃金支払時に控除する項目

(a) 税金 (約 ●●● 円) (b) 社会保険料 (約 ●●● 円)

(c) 労働保険料 (約 ●●● 円) (d) 食費 (約 ●●● 円)

(e) 居住費 (約 ●●● 円) (f) その他（水道光熱費）(約 ●●● 円)

(g) () (約 円)

控除する金額 約 ●●● 円（合計）

5. 手取り支給額（3-4） 約 ●●● 円（合計）

※欠勤等がない場合であって、時間外労働の割増賃金等は除く。

6. 業務内容（就労予定場所・従事させる業務内容）

（職種名等だけでなく、具体的にどのような現場でどのような業務に従事させるのか説明すること）

東京都又は神奈川県を受注現場（●●を予定）において、●●や●●の作業に従事する。

7. 技能習熟等に応じた昇給について

（昇給条件や昇給時期について説明すること）

技能検定●級等を取得した場合や勤務態度が良好な場合、毎年4月に昇給する。

8. 安全衛生教育及び技能の習得について

（安全衛生教育の実施内容や、技能検定の受験時期や合格後の支給手当、昇給への反映等について説明すること）

●●講習を受講させる。

受入後●年以内に技能検定●級を取得させ、合格後は上記7のとおり昇給させる。また、技能検定●級を取得した場合は資格手当10,000円を毎月支給する。

9. 個人情報の提供に係る同意について

（建設特定技能受入計画の適正な実施を確保するため、建設キャリアアップシステムを運営

する一般財団法人建設業振興基金、適正就労監理機関及び特定技能外国人受入事業実施法人へ認定証に記載された内容（個人情報を含む。）を提供することに同意しているか）

同意している。 同意していない。

（西暦）●●●●年●月●日、前記1から9の内容について以下の者が十分に理解することができる言語（●●語）にて説明し、内容を理解していることを確認した。

（サイン）

殿

説明者

特定技能所属機関名 _____

所在地 _____

電話番号 _____

代表者 役職・氏名 _____ 印

代表者と説明者が異なる場合、説明者名も記載すること。

雇 用 条 件 書

年 月 日

殿

特定技能所属機関名 _____

所在地 _____

電話番号 _____

代表者 役職・氏名 _____ ⑩

I. 雇用契約期間

1. 雇用契約期間

(年 月 日 ~ 年 月 日) 入国予定日 年 月 日

2. 契約の更新の有無

自動的に更新する 更新する場合があります 契約の更新はしない

※ 上記契約の更新の有無を「更新する場合があります」とした場合の更新の判断基準は以下のとおりとする。

契約期間満了時の業務量 労働者の勤務成績、態度 労働者の業務を遂行する能力

会社の経営状況 従事している業務の進捗状況 その他 ()

II. 就業の場所

直接雇用 (以下に記入) 派遣雇用 (別紙「就業条件明示書」に記入)

事業所名 _____

所在地 _____

連絡先 _____

III. 従事すべき業務の内容

1. 分野 ()

2. 業務区分 ()

IV. 労働時間等

1. 始業・終業の時刻等

(1) 始業 (時 分) 終業 (時 分) (1日の所定労働時間数 時間 分)

(2) 【次の制度が労働者に適用される場合】

変形労働時間制: () 単位の変形労働時間制

※ 1年単位の変形労働時間制を採用している場合には、乙が十分に理解できる言語を併記した年間カレンダーの写し及び労働基準監督署へ届け出た変形労働時間制に関する協定書の写しを添付する。

交代制として、次の勤務時間の組合せによる。

始業 (時 分) 終業 (時 分) (適用日 , 1日の所定労働時間 時間 分)

始業 (時 分) 終業 (時 分) (適用日 , 1日の所定労働時間 時間 分)

始業 (時 分) 終業 (時 分) (適用日 , 1日の所定労働時間 時間 分)

2. 休憩時間 (分)

3. 所定労働時間数 ①週 (時間 分) ②月 (時間 分) ③年 (時間 分)

4. 所定労働日数 ①週 (日) ②月 (日) ③年 (日)

5. 所定時間外労働の有無 有 無

○詳細は、就業規則 第 条~第 条, 第 条~第 条, 第 条~第 条

V. 休日

1. 定休日: 毎週 曜日, 日本の国民の祝日, その他 () (年間合計休日日数 日)

2. 非定例日：週・月当たり 日, その他 ()

○詳細は、就業規則 第 条～第 条, 第 条～第 条

VI. 休暇

1. 年次有給休暇 6か月継続勤務した場合→ 日
継続勤務6か月未満の年次有給休暇 (有 無) → か月経過で 日
2. その他の休暇 有給 () 無給 ()
3. 一時帰国休暇 乙が一時帰国を希望した場合は、上記1及び2の範囲内で必要な休暇を取得させることとする。

○詳細は、就業規則 第 条～第 条, 第 条～第 条

VII. 賃金

1. 基本賃金 月給 (円) 日給 (円) 時間給 (円)

※詳細は別紙のとおり

2. 諸手当 (時間外労働の割増賃金は除く)

(手当, 手当, 手当)

※詳細は別紙のとおり

3. 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率

- (1) 所定時間外 法定超月60時間以内 () %
法定超月60時間超 () %
所定超 () %
- (2) 休日 法定休日 () %, 法定外休日 () %
- (3) 深夜 () %

4. 賃金締切日 毎月 日, 毎月 日

5. 賃金支払日 毎月 日, 毎月 日

6. 賃金支払方法 口座振込 通貨払

7. 労使協定に基づく賃金支払時の控除 無 有

※詳細は別紙のとおり

8. 昇給 有 (時期, 金額等), 無

9. 賞与 有 (時期, 金額等), 無

10. 退職金 有 (時期, 金額等), 無

11. 休業手当 有 (率)

VIII. 退職に関する事項

1. 自己都合退職の手続 (退職する _____ 日前に社長・工場長等に届けること)

2. 解雇の事由及び手続

解雇は、やむを得ない事由がある場合に限り少なくとも30日前に予告をするか、又は30日分以上の平均賃金を支払って解雇する。特定技能外国人の責めに帰すべき事由に基づいて解雇する場合には、所轄労働基準監督署長の認定を受けることにより予告も平均賃金の支払も行わず即時解雇されることもあり得る。

○詳細は、就業規則 第 条～第 条, 第 条～第 条

IX. その他

1. 社会保険の加入状況・労働保険の適用状況 (厚生年金 , 健康保険 , 雇用保険 , 労災保険 , 国民年金 , 国民健康保険 , その他 ())

2. 雇入れ時の健康診断 年 月

3. 初回の定期健康診断 年 月 (その後 ごとに実施)

4. 本契約終了後に乙が帰国するに当たり、乙が帰国旅費を負担することができないときは、甲が当該旅費を負担するとともに、帰国が円滑になされるよう必要な措置を講じることとする。

受取人 (署名)

雇 用 条 件 書

	2000年 00月 00日
<p><u>KOU OTUHEI</u> 殿</p>	
<p style="text-align: right;">特定技能所属機関名 <u>株式会社 入管</u></p> <p style="text-align: right;">所在地 <u>東京都00区00町0-0</u></p> <p style="text-align: right;">電話番号 <u>00-0000-0000</u></p> <p style="text-align: right;">代表者 役職・氏名 <u>代表取締役 入管 太郎</u> ㊟</p>	
<p>I. 雇用契約期間</p> <p>1. 雇用契約期間 (2019年10月 1日 ~ 2020年 9月 30日) 入国予定日 2019年 9月 29日</p> <p>2. 契約の更新の有無</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 自動的に更新する <input type="checkbox"/> 更新する場合があります <input type="checkbox"/> 契約の更新はしない</p> <p>※ 上記契約の更新の有無を「更新する場合があります」とした場合の更新の判断基準は以下のとおりとする。</p> <p><input type="checkbox"/> 契約期間満了時の業務量 <input type="checkbox"/> 労働者の勤務成績、態度 <input type="checkbox"/> 労働者の業務を遂行する能力</p> <p><input type="checkbox"/> 会社の経営状況 <input type="checkbox"/> 従事している業務の進捗状況 <input type="checkbox"/> その他 ()</p>	
<p>II. 就業の場所</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 (以下に記入) <input type="checkbox"/> 派遣雇用 (別紙「就業条件明示書」に記入)</p> <p>事業所名 <u>大阪工場</u></p> <p>所在地 <u>大阪府00市00町0-0</u></p> <p>連絡先 <u>000-0000-0000</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">●派遣雇用は農業及び漁業分野に限って可能です。</div>	
<p>III. 従事すべき業務の内容</p> <p>1. 分野 (<u>素形材産業</u>)</p> <p>2. 業務区分 (<u>溶接</u>)</p>	
<p>IV. 労働時間等</p> <p>1. 始業・終業の時刻等</p> <p>(1) 始業 (<u>8時00分</u>) 終業 (<u>17時00分</u>) (1日の所定労働時間数 <u>8時間00分</u>)</p> <p>(2) 【次の制度が労働者に適用される場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 変形労働時間制: () 単位の変形労働時間制</p> <p>※ 1年単位の変形労働時間制を採用している場合には、乙が十分に理解できる言語を併記した年間カレンダーの写し及び労働基準監督署へ届けた変形労働時間制に関する協定書の写しを添付する。</p> <p><input type="checkbox"/> 交代制として、次の勤務時間の組合せによる。</p> <p>始業 (時 分) 終業 (時 分) (適用日 , 1日の所定労働時間 時間 分)</p> <p>始業 (時 分) 終業 (時 分) (適用日 , 1日の所定労働時間 時間 分)</p> <p>始業 (時 分) 終業 (時 分) (適用日 , 1日の所定労働時間 時間 分)</p> <p>2. 休憩時間 (<u>60分</u>)</p> <p>3. 所定労働時間数 ①週 (<u>40時間</u> 分) ②月 (<u>160時間</u> 分) ③年 (<u>1920時間</u> 分)</p> <p>4. 所定労働日数 ①週 (<u>5日</u>) ②月 (<u>20日</u>) ③年 (<u>240日</u>)</p> <p>5. 所定時間外労働の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無</p> <p style="text-align: center;">○詳細は、就業規則 第00条~第00条, 第 条~第 条, 第 条~第 条</p>	
<p>V. 休日</p> <p>1. 定例日: 毎週 <u>土、日曜日</u>, 日本の国民の祝日, その他 (夏季休暇0日, 年末年始0日) (年間合計休日日数 <u>125日</u>)</p>	

2. 非定例日：週・月当たり 日，その他（ ）

○詳細は、就業規則 第〇〇条～第〇〇条，第 条～第 条

VI. 休暇

1. 年次有給休暇 6か月継続勤務した場合→ 10日
継続勤務6か月未満の年次有給休暇（ 有 無）→ か月経過で 日
2. その他の休暇 有給（ ） 無給（ 休暇 ）
3. 一時帰国休暇 乙が一時帰国を希望した場合は、上記1及び2の範囲内で必要な休暇を取得させることとする。

○詳細は、就業規則 第〇〇条～第〇〇条，第 条～第 条

VII. 賃金

1. 基本賃金 月給（ 180,000円） 日給（ 円） 時間給（ 円）

※詳細は別紙のとおり

2. 諸手当（時間外労働の割増賃金は除く）

（ 皆勤 手当， 手当， 手当）

※詳細は別紙のとおり

3. 所定時間外，休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率

- (1) 所定時間外 法定超月60時間以内 (25) %
法定超月60時間超 (50) %
所定超 (25) %
- (2) 休日 法定休日 (35) %， 法定外休日 (25) %
- (3) 深夜 (25) %

4. 賃金締切日 毎月 20 日， 毎月 日

5. 賃金支払日 毎月 25 日， 毎月 日

6. 賃金支払方法 口座振込 通貨払

7. 労使協定に基づく賃金支払時の控除 無 有

※詳細は別紙のとおり

8. 昇給 有（時期，金額等 毎年〇月，金額は〇〇による ）， 無

9. 賞与 有（時期，金額等 6月と12月，〇ヶ月分 ）， 無

10. 退職金 有（時期，金額等 ）， 無

11. 休業手当 有（率 60% ）

VIII. 退職に関する事項

1. 自己都合退職の手続（退職する 14 日前に社長・工場長等に届けること）

2. 解雇の事由及び手続

解雇は、やむを得ない事由がある場合に限り少なくとも30日前に予告をするか、又は30日以上平均賃金を支払って解雇する。特定技能外国人の責めに帰すべき事由に基づいて解雇する場合には、所轄労働基準監督署長の認定を受けることにより予告も平均賃金の支払も行わず即時解雇されることもあり得る。

○詳細は、就業規則 第〇〇条～第〇〇条，第 条～第 条

IX. その他

1. 社会保険の加入状況・労働保険の適用状況（ 厚生年金 ， 健康保険 ， 雇用保険 ， 労災保険 ，
 国民年金 ， 国民健康保険 ， その他（ ）

2. 雇入れ時の健康診断 2019 年 9 月

3. 初回の定期健康診断 2019 年 11 月（その後 1年 ごとに実施）

4. 本契約終了後に乙が帰国するに当たり、乙が帰国旅費を負担することができないときは、甲が当該旅費を負担するとともに、帰国が円滑になされるよう必要な措置を講じることとする。

受取人（署名）

甲 乙丙

賃 金 の 支 払

1. 基本賃金

月給 (180,000円) 日給 (円) 時間給 (円)

※月給・日給の場合の1時間当たりの金額 (1,125円)

※日給・時間給の場合の1か月当たりの金額 (円)

2. 諸手当の額及び計算方法 (時間外労働の割増賃金は除く。)

(a) (皆勤 手当 月5,000円 / 計算方法: 賃金計算期間中に欠勤無しの場合支給する)

(b) (手当 円 / 計算方法:)

(c) (手当 円 / 計算方法:)

(d) (手当 円 / 計算方法:)

3. 1か月当たりの支払概算額 (1+2)

約 185,000 円 (合計)

4. 賃金支払時に控除する項目

(a) 税 金 (約 8,600円)

(b) 社会保険料 (約 25,000円)

(c) 雇用保険料 (約 1,000円)

(d) 食 費 (約 10,000円)

(e) 居 住 費 (約 13,000円)

(f) その他 (水道光熱費) (約 3,000円)

(通信費) (約 1,500円)

() (約 円)

() (約 円)

() (約 円)

() (約 円)

控除する金額 約 62,100 円 (合計)

5. 手取り支給額 (3-4)

約 122,900 円 (合計)

※欠勤等がない場合であって、時間外労働の割増賃金等は除く。

様式第1（第3条関係）

年 月 日

建設特定技能受入計画認定申請書

地方整備局長
北海道開発局長 殿

（特定技能所属機関となろうとする者）

所在地

名称

代表者の氏名

㊞

出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件（以下「告示」という。）第3条第1項の規定に基づき、建設特定技能受入計画を別紙のとおり策定しましたのでその認定を申請します。

当機関は、申請書及び別紙の記載が真実であることを宣誓し、建設特定技能受入計画の認定後、不正の手段により認定を受けたことが明らかになった場合には、認定を取り消されても異議を申し立てません。なお、計画が認定された場合、告示第4条第2項の規定に基づき、認定証に記載された内容について、建設キャリアアップシステムを運営する一般財団法人建設業振興基金、適正就労監理機関及び特定技能外国人受入事業実施法人に提供することに差し支えありません。

(様式第1 (第3条関係))
(別紙)

建設特定技能受入計画

1 特定技能所属機関になろうとする者に関する事項

- (1) 商号又は名称
- (2) 代表者又は個人の氏名
- (3) 主たる営業所の所在地
- (4) 連絡先
TEL:
FAX:
メールアドレス:
※電話番号は日中必ず連絡が取れる番号を記入すること。
- (5) 建設特定技能に関する責任者(管理者)の役職、氏名
- (6) 許可を受けている建設業
- (7) 許可番号 国土交通大臣・ 都道府県知事許可(-)第 号
- (8) 許可の有効期間 平成・令和 年 月 日～令和 年 月 日
- (9) 常勤職員数(技能実習生、外国人建設就労者、1号特定技能外国人を除く)
合計 人
- (10) 建設キャリアアップシステム事業者ID
※14桁の事業者IDを記入すること。
- (11) 特定技能外国人受入事業実施法人の会員番号又は所属している当該法人を構成する建設業者団体名
- (12) 過去5年間の建設業法に基づく監督処分の有無 有 ・ 無

2 国内人材確保の取組に関する事項

3 適正な就労環境の確保に関する事項

- (1) 当特定技能所属機関は、以下の①から⑦について事実と相違ないことを宣誓する。
 - ① 1号特定技能外国人に対し、同等の技能を有する日本人が従事する場合と同等額以上の報酬を安定的に支払い、技能習熟に応じて昇給を行うこと。
 - ② 1号特定技能外国人に対し、特定技能雇用契約を締結するまでの間に、当該契約に係る重要事項について、当該外国人が十分に理解することができる言語で書面を交付して説明すること。
 - ③ 1号特定技能外国人に従事させる業務について、事前に業務内容を説明し、1号特定技能外国人が当該業務に従事することを理解・納得したうえで従事させること。
 - ④ 1号特定技能外国人の受入れを開始し、若しくは終了したとき又は当該外国人が特定技能雇用契約に基づく活動を継続することが困難となったときは、国土交通大臣に報告を行うこと。
 - ⑤ 1号特定技能外国人を建設キャリアアップシステムに登録すること。
 - ⑥ 1号特定技能外国人が従事する建設工事において、当特定技能所属機関が下請負人である場合には、元請業者の指導に従うこと。
 - ⑦ 1号特定技能外国人に対し、受け入れた後において、国土交通大臣が指定する講習又は研修を受講させること。
- (2) 受入予定期間(計画期間)
令和 年 月 日 ～令和 年 月 日
- (3) 1号特定技能外国人の受入予定人数 人
雇用している外国人建設就労者の人数 人
合計 人
- (4) 1号特定技能外国人に関する事項
※ 別紙「1号特定技能外国人受入リスト」に記入すること。
- (5) 就労させる場所
※ 都道府県単位で記入すること。
- (6) 賃金規程

- ① 基本賃金 月額 () 円
- ② 賞与の有無、金額及び支給月数等
賞与 (有 ・ 無)
金額または支給月数 ●●円 または ●ヵ月分
支給回数 ●回 (●月・●月)
- ③ 諸手当の有無、種類及び金額等
(ア) ●●手当
支給額：●●円
支給条件：●● (就労時から支給されるのか、一定の要件を満たせば支給されるのかも踏まえ、記載すること。)
- (イ) ●●手当
支給額：●●円
支給条件：●● (就労時から支給されるのか、一定の要件を満たせば支給されるのかも踏まえ、記載すること。)
- ④ 退職金の有無、金額及び条件等
退職金 (有 ・ 無)
金額 ●●円
種類 (企業独自 ・ 共済)
支給条件：勤続年数●年以上
別添就業規則のとおり 等
- ※ 賞与や諸手当等がある場合は有無、種類及び金額についても記載すること。
※ 報酬予定額の決定に当たり、同等の技能を有する日本人と同等額以上として算定した根拠となる資料を添付すること。1号特定技能外国人毎に報酬予定額が異なる場合、それぞれ添付すること。
※ 1号特定技能外国人毎に報酬予定額等が異なる場合、①～④をそれぞれ記入すること。
- (7) 技能習熟等に応じた昇給
- ① 昇給時期
(例) 毎年 ●月
- ② 昇給額
基本賃金の ●% 等
- ③ 昇給条件：●●

4 建設特定技能に係る安全衛生教育及び技能の習得に関する事項

- (1) 安全衛生教育について
- (2) 技能の向上を図るための方策

こちらはあくまで記載例であり、必ずしも本内容どおりの記載を求めるものではありません。
記載方法については、告示に関する要領（ガイドライン）を必ずご確認ください。

(様式第1 (第3条関係))
(別紙)

建設特定技能受入計画

1 特定技能所属機関になろうとする者に関する事項

- (1) 商号又は名称 **国土交通株式会社**
- (2) 代表者又は個人の氏名 **国土太郎**
- (3) 主たる営業所の所在地 〒330-9724
埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
- (4) 連絡先
TEL : 03 - ●●●●●● - ●●●●●●
FAX : 03 - ●●●●●● - ●●●●●●
メールアドレス : ●●●●@●●●●.co.jp
※電話番号は日中必ず連絡が取れる番号を記入すること。
- (5) 建設特定技能に関する責任者(管理者)の役職、氏名 **代表取締役 国土太郎**
- (6) 許可を受けている建設業 ●●●●業、●●●●業

許可を受けている建設業全てを記載します。

- (7) 許可番号 国土交通大臣・埼玉都道府県知事許可(● - ●)第 ●●●●●● 号
- (8) 許可年月日 平成・令和 ●年 ●月 ●日～令和 ●年 ●月 ●日
- (9) 常勤職員数(技能実習生、外国人建設就労者、1号特定技能外国人を除く)
合計 ●●人
- (10) 建設キャリアアップシステム事業所ID
※14桁の事業所IDを記入すること。

建設キャリアアップシステム事業所番号には、建設キャリアアップシステムからのメールやハガキに記載されている14桁の事業者IDを記載します。

- (11) 特定技能外国人受入事業実施法人の会員番号又は所属している当該法人を構成する建設業者団体名
一般社団法人●●●●●●●●●●●●●●●●
 - (12) 過去5年間の建設業法に基づく監督処分の有無 有・**無**
- ### 2 国内人材確保の取組に関する事項

国内人材をどのように確保しているか、具体的な取り組みをできるだけ記載します。
(建設業務の作業員(技能者)については有料職業紹介が禁止されていますので、有料職業紹介事業者を仲介とする求人は違法です。)

3 適正な就労環境の確保に関する事項

- (1) 当特定技能所属機関は、以下の①から⑦について事実と相違ないことを宣誓する。
 - ① 1号特定技能外国人に対し、同等の技能を有する日本人が従事する場合と同額以上の報酬を安定的に支払い、技能習熟に応じて昇給を行うこと。
 - ② 1号特定技能外国人に対し、特定技能雇用契約を締結するまでの間に、当該契約に係る重要事項について、当該外国人が十分に理解することができる言語で書面を交付して説明すること。
 - ③ 1号特定技能外国人に従事させる業務について、事前に業務内容を説明し、1号特定技能外国人が当該業務に従事することを理解・納得したうえで従事させること。
 - ④ 1号特定技能外国人の受入れを開始し、若しくは終了したとき又は当該外国人が特定技能雇用契約に基づく活動を継続することが困難となったときは、国土交通大臣に報告を行うこと。
 - ⑤ 1号特定技能外国人を建設キャリアアップシステムに登録すること。

- ⑥ 1号特定技能外国人が従事する建設工事において、当特定技能所属機関が下請負人である場合には、元請業者の指導に従うこと。
- ⑦ 1号特定技能外国人に対し、受け入れた後において、国土交通大臣が指定する講習又は研修を受講させること。
- (2) 受入予定期間（計画期間）
令和2年1月1日～令和7年4月12日
- (3) 1号特定技能外国人の受入予定人数 3人
雇用している外国人建設就労者の人数 人
合計 人

1号特定技能外国人と外国人建設就労者の合計が1(9)の常勤職員数を超えてはいけません。

- (4) 1号特定技能外国人に関する事項
※ 別紙「1号特定技能外国人受入リスト」に記入すること。
- (5) 就労させる場所
埼玉県、東京都、神奈川県、千葉県、群馬県、栃木県、茨城県
※ 都道府県単位で記入すること。
- (6) 賃金規程
- ① 基本賃金 月額(250,000)円(特定技能外国人1)
基本賃金 月額(230,000)円(特定技能外国人2、3)

基本給のみ記載すること。諸手当やみなし残業手当等を含めない。

- ② 賞与の有無、金額及び支給月数等
賞与 (有・無)
金額または支給月数 0.5～1か月分、会社の業績や本人の勤務成績等を考慮して各人毎に決定する。
支給回数 2回(6月・12月)
- ③ 諸手当の有無、種類及び金額等
(ア) 資格手当
支給額: 10,000円
支給条件: 技能検定専門級(3級)または1号特定技能評価試験の合格者に支給
(イ) 皆勤手当
支給額: 10,000円
支給条件: 1ヶ月間無遅刻・無欠勤で就労した場合に支給
- ④ 退職金の有無、金額及び条件等
退職金 (有・無)
金額 500,000円(勤続5年の場合)
種類 (企業独自・共済)
支給条件: 勤続年数3年以上
別添就業規則のとおり等
- ※ 賞与や諸手当等がある場合は有無、種類及び金額についても記載すること。
※ 報酬予定額の決定に当たり、同等の技能を有する日本人と同等額以上として算定した根拠となる資料を添付すること。1号特定技能外国人毎に報酬予定額が異なる場合、それぞれ添付すること。
※ 1号特定技能外国人毎に報酬予定額等が異なる場合、①～④をそれぞれ記入すること。

②賞与③諸手当④退職金については、いずれも賃金規程等に記載があり、整合性がとれること。日本人と同等以上とすること。

- (7) 技能習熟等に応じた昇給

- ① 昇給時期
毎年 4月
- ② 昇給額
基本賃金の 3% 等
- ③ 昇給条件：
 - ・勤務態度が良好な場合、経験年数に応じて昇給する。
 - ・加算条件として、建設キャリアアップシステムにおけるレベル2の認定を受けた場合
 - ・加算条件として、技能レベルが2級技能士相当に到達した場合 等

技能習熟に応じた昇給を確保すること。日本人と同等以上とすること。

4 建設特定技能に係る安全衛生教育及び技能の習得に関する事項

(1) 安全衛生教育について

名称、受講時期、目的、内容等について具体的に記載します。

特に、その職種の作業をするにあたり、特別教育・技能講習・その他の安全衛生教育を受ける必要がある場合は、全てを記載します。

このほか、「高所からの墜落・転落災害」、「機械設備、車両系建設機械等によるはさまれ・巻き込まれ等のおそれのある業務」、「化学物質」、「石綿」、「電離放射線等にばく露するおそれのある業務」や「夏季期間における屋外作業等の暑熱環境における作業」などの『危険又は有害な業務』に特定技能外国人に従事させる可能性がある場合には、母国語で理解させるのにどのように教育を行うかについても記載してください。

(2) 技能の向上を図るための方策

全員に対し、現場に必要な技能講習・特別教育を全て受講させ、建設キャリアアップシステムのレベル2に相当する技能教育を行う。また、建設キャリアアップシステムのレベル2の認定を受けた後は、レベル3に向けた技能教育を開始し、職長・安全衛生責任者教育を受講させ現場の班長として3年間経験を積ませる。そして特定技能1号の間に、2号特定技能評価試験合格を目標とするため、社内勉強会の開催等を毎月第1木曜日に行う。

(様式第1 (第3条関係))

年 月 日

1号特定技能外国人受入リスト

1 特定技能所属機関に関する事項

- (1) 特定技能所属機関名：
- (2) 特定技能所属機関の代表者名：

2 1号特定技能外国人に関する事項

	1号特定技能外国人	1号特定技能外国人	1号特定技能外国人
氏名			
生年月日			
性別			
国籍			
従事させる業務			
就労させる場所(都道府県単位)			
計画期間			
基本賃金(月額)			
修了した建設分野技能実習の職種及び作業			
技能実習時の報酬(月額基本給)			
修了した建設特定活動の職種及び作業			
建設特定活動時の報酬(月額基本給)			
母国での実務経験(職種及び年数を記入)			
合格した技能試験			
合格した日本語能力試験			

※ 4名以上受け入れる場合、必要に応じて欄の追加や別紙とする等対応すること。

※ 対象外の項目については「-」とすること。

※ 技能実習又は建設特定活動時の月額基本給については、直近の金額を記入すること。

※ 合格した技能試験及び日本語能力試験について、建設分野技能実習又は建設特定活動を修了した者は記入不要。

こちらはあくまで記載例であり、必ずしも本内容どおりの記載を求めるものではありません。

記載方法については、告示に関する要領（ガイドライン）を必ずご確認ください。

(様式第1 (第3条関係))

20●●年●月●日

1号特定技能外国人受入リスト

1 特定技能所属機関に関する事項

(1) 特定技能所属機関名：国土交通株式会社

(2) 特定技能所属機関の代表者名：国土太郎

2 1号特定技能外国人に関する事項

	1号特定技能外国人	1号特定技能外国人	1号特定技能外国人
氏名	ABC DEF GHI JKL	MNO PQR ST	UVW XY
生年月日	19●●年●月●日	19●●年●月●日	20●●年●月●日
性別	男性	男性	女性
国籍	ベトナム	ベトナム	ベトナム
従事させる業務	建設機械施工	建設機械施工	建設機械施工
就労させる場所(都道府県単位)	埼玉県、東京都、神奈川県、千葉県、群馬県、栃木県、茨城県	埼玉県、東京都、神奈川県、千葉県、群馬県、栃木県、茨城県	埼玉県、東京都、神奈川県、千葉県、群馬県、栃木県、茨城県
計画期間	2020/1/1～2024/12/31	2020/3/1～2025/2/28	2020/4/13～2025/4/12
報酬予定額(月額)	250,000円	230,000円	230,000円
修了した建設分野技能実習の職種及び作業	建設機械施工/掘削作業	建設機械施工/締固め作業	-
技能実習時の報酬(月額基本給)	150,000円	180,000円	-
修了した建設特定活動の職種及び作業	建設機械施工/掘削作業	-	-
建設特定活動時の報酬(月額基本給)	220,000円	-	-
母国での実務経験(職種及び年数を記入)	建設機械施工/掘削作業 2年	-	建設機械施工/6か月
合格した技能試験	-	-	建設機械施工特定技能1号評価試験
合格した日本語能力試験	-	-	国際交流基金日本語基礎テスト JFT-Basic

報酬予定額・過去の報酬額は、基本給のみ記載

※ 4名以上受け入れる場合、必要に応じて欄の追加や別紙とする等対応すること。

※ 対象外の項目については「-」とすること。

※ 技能実習又は建設特定活動時の月額基本給については、直近の金額を記入すること。

※ 合格した技能試験及び日本語能力試験について、建設分野技能実習又は建設特定活動を修了した者は記入不要。

オンライン申請に必要な添付書類について

書類No. 8

同等の技能を有する日本人と同等額以上の報酬であることをの説明書 ※国交省HPからダウンロード

同等の技能を有する日本人と同等額以上の報酬であることをの説明書

受入建設企業

内のご入力
ご確認をお願い致します。

下記のとおり、報酬予定額が同等の技能を有する報酬と同等額以上であることについて説明致します

外国人および日本人氏名	1号特定技能外国人 氏名	日本人従事者 氏名
実務経験(年数)	年 月 日	年 月 日
主 な 業 務		
俸 有 賃 格		
基本給(月給) (※諸手当、みなし時間外 手当等を含めないこと)	円	円
報酬 額	手当 円	手当 円
	手当 円	手当 円
毎月固定的に支払われる 手当の種類とその月額		
計	円	円
賞 与	有 ・ 無	有 ・ 無
昇 給	有 ・ 無	有 ・ 無

○添付資料
・就業規則または賃金規程(作成義務がなく、作成していない企業は除く。)
・同等の技能を有する日本人の賃金台帳(直近1年分、賞与を含む。)
・同等の技能を有する日本人の実務経験年数を証明する書類(経歴書)
・社会保険確認書類(標準報酬月額決定通知書等、全職員分かつマスキングしていないもの。)

※受入予定外国人が滞欧している場合、上記条件がすべて同じ場合1枚の提出でかまいません。欄外にその他の外国人の氏名を記載してください。
※実務経験(年数)は、受入建設企業以前の企業従事期間も通算してください。
※比較する日本人従事者が複数人いる場合、2枚目またはシートを加工して記載してください。

特定技能雇用契約に係る賃金支払い基準(建設分野)

① **社内**の同等技能の**日本人**技能者との比較
⇒ 経験年数の差で賃金に格差を設けることは可能だが、日本語能力を理由とした賃金の差別は認められない。
最低賃金レベルは ×

② **同一圏域**における**建設技能者の賃金水準**と均衡を失っていないこと
⇒ 各都道府県労働局において公表されているハローワークの求人求職賃金を参考に

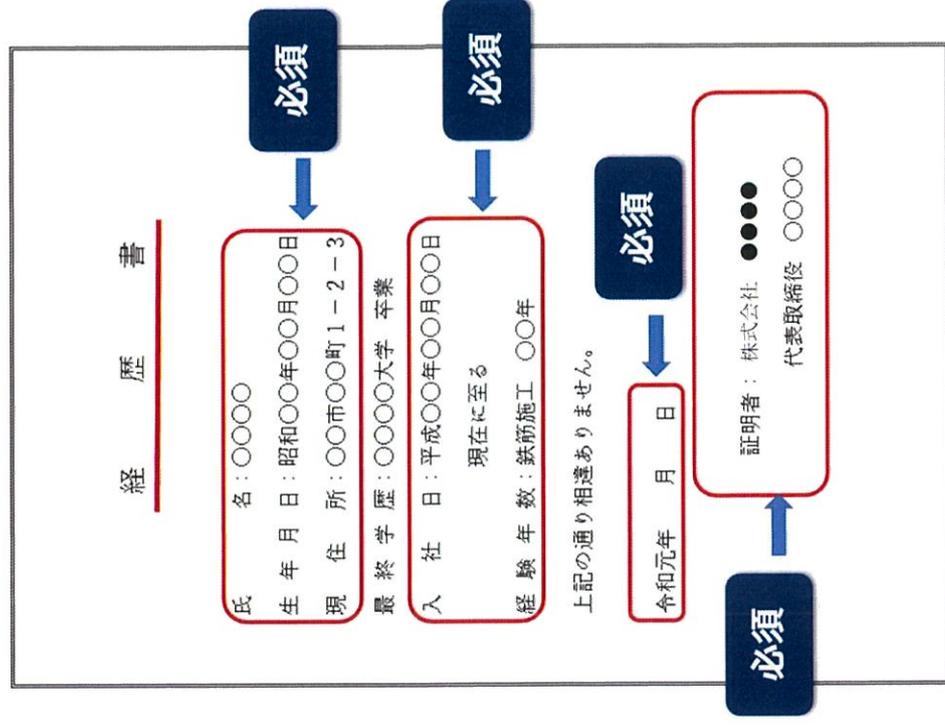
③ 大都市圏その他特定の地域への集中を防止する観点から、**全国の賃金水準との比較**も考慮
※このほか、同一企業内で受入実績のある**技能実習生**及び**外国人建設就労者**との比較の観点からも審査を行う。

※雇用契約書に記載した手当の内容は全て記載(手当の根拠は雇用条件書に記載必須)
※雇用条件書と相違がないように記載

オンライン申請に必要な添付書類について

書類No. 1.1

同等の技能を有する日本人の実務経験年数を証明する書類（経歴書等、様式任意）



年 月 日

1号特定技能外国人受入報告書

地方整備局長
北海道開発局長 殿

所在地
名称
代表者の氏名 ㊤

1号特定技能外国人を受け入れましたので、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の第3条第3項4号の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 建設特定技能受入計画の認定番号
- 2 1号特定技能外国人の氏名(フリガナ)
- 3 1号特定技能外国人の生年月日
- 4 1号特定技能外国人の性別
- 5 1号特定技能外国人の国籍
- 6 1号特定技能外国人の住居地
- 7 1号特定技能外国人の在留カード番号
- 8 キャリアアップシステム技能者ID
- 9 1号特定技能外国人が修了した建設分野技能実習又は特定活動、職種及び作業の名称又は合格した試験
- 10 上陸年月日
- 11 建設特定技能開始年月日
- 12 在留期間満了年月日